

新富町自走式草刈機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区における環境美化及び生活環境の保全を図るため、町が保有する自走式草刈機（以下「草刈機」という。）を地区（自治会）に貸し出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、地区（自治会）とは、町内において住民自治を目的として組織された団体をいう。

(貸出対象者)

第3条 草刈機の貸出しを受けることができる者は、前条に規定する地区（自治会）とする。

2 前項の規定による貸出しの申請は、該当地区（自治会）の代表者が行うものとする。

(貸出期間)

第4条 草刈機の貸出期間は、草刈機の貸出しを受ける日（以下「貸出日」という。）から起算して3日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、返却日が土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直後の休日等でない日までとする。

(貸出しの申請)

第5条 草刈機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草刈機借用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、草刈機を貸出しする7日前（貸出日を含まない。）までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、書面による提出のほか、電子申請（QRコード等を利用した申請フォーム）により行うことができる。

3 草刈機の貸出しは、先着順とする。

(貸出しの決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに貸出しの可否を決定し、草刈機貸出決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、草刈機貸出簿（様式第3号）に記録するものとする。

(決定の取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出決定を取り消し、又

はその内容を変更することができる。

- (1) 第6条第1項の規定による貸出決定を受けた者（以下「使用者」という。）が、この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正な手段により貸出決定を受けたとき。
- (3) その他草刈機の使用上又は管理上支障があるとき。

2 前項の規定による貸出決定の取消しに伴い、使用者に損害等が生じても、町長はその賠償の責を負わない。

（使用料等）

第8条 草刈機の使用料については、無料とする。

2 運搬費、燃料費、整備費は、使用者において負担するものとする。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者の注意義務をもって草刈機を管理すること。
- (2) 草刈機を使用目的以外で使用しないこと。
- (3) 草刈機を転貸しないこと。
- (4) 草刈機を変造しないこと。
- (5) 使用者以外の者が草刈機を使用しないこと。
- (6) 盗難のおそれがある場所に草刈機を保管しないこと。
- (7) 雨水への対処を行って草刈機を保管すること。
- (8) 町が指定する燃料以外の燃料を草刈機に使用しないこと。
- (9) 作業実施の際は、歩行者等周囲の安全確保及び作動音等による周辺住環境への影響に十分配慮すること。
- (10) 使用中に機械の異常を感じたら、直ちに使用を中止し、町に報告の上、その指示に従うこと。
- (11) 草刈機を使用後に清掃及び点検整備を実施すること。また、燃料タンクを満杯にした上で返却すること。
- (12) 草刈機の貸出期間を厳守すること。
- (13) 第12条の規定による損害賠償等に対応できるよう、賠償責任保険等に参加すること。
- (14) その他町長が必要と認めること。

（貸出方法）

第10条 草刈機の貸出しは、休日等でない日の午前9時から午後5時までの間に、使用者が貸出日に担当課の指定する場所へ出向き、草刈機を借り受ける方法とする。

(草刈機の返却)

第11条 使用者は、貸出しを受けた草刈機の使用が終了したときは、草刈機の清掃及び点検整備を実施し、草刈機返却時確認報告書(様式第4号)を添えて速やかに返却するものとする。

2 使用者による草刈機の返却は、町職員の立会いのもとに行う。また、町職員は、機械等の正常な作動、破損箇所の有無、燃料の残量及び機械の汚れについて点検を行い、確認して返却を受ける。

(損害賠償等)

第12条 使用者は、故意又は過失により草刈機を損傷し、又は紛失したときは、速やかに町長に報告の上、その指示に従わなければならない。この場合、修理に要した費用等の負担は、使用者が負わなければならない。

2 草刈機の貸出し中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、使用者が一切の責任を負いこれを解決するものとし、町は、該当事故の賠償の責めを負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、草刈機の貸出しについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。